

群馬県における盛土規制法運用開始前後の手續について

令和7年5月26日
(盛土規制法運用開始)

凡例
青：旧宅地造成等規制法（旧宅造法）
赤：宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）
橙：開発許可

(1) 旧宅造法の宅地造成工事規制区域内の工事

工事は盛土規制法の「宅地造成等工事規制区域」の許可規模、「特定盛土等規制区域」の届出規模を指す	旧宅造法規制区域内	盛土規制法の規制区域内（県内全域）
①旧宅造法の許可不要工事	● 工事着手	21日以内に届出（盛土規制法第21条第1項）
②旧宅造法の許可を取得した工事	● 申請 → ● 許可	工事着手日に関わらず、旧宅造法が適用
③盛土規制法運用開始前に開発許可を取得した工事	● 申請 → ● 許可	工事着手日に関わらず、旧宅造法が適用
④旧宅造法の許可申請後、盛土規制法運用開始前に許可されていない工事	● 申請	改めて盛土規制法の許可が必要 → ● 申請 → ● 許可 → ● 工事着手
⑤盛土規制法運用開始後に開発許可を取得した工事	● 申請	● 許可 → ● 工事着手 盛土規制法のみなし許可（中間検査、定期報告の対象）

(2) 旧宅造法の宅地造成工事規制区域外の工事

工事は盛土規制法の「宅地造成等工事規制区域」の許可規模、「特定盛土等規制区域」の届出規模を指す	旧宅造法規制区域外	盛土規制法の規制区域内（県内全域）
①開発許可不要工事	● 工事着手	21日以内に届出
②盛土規制法運用開始前に開発許可を取得し、かつ工事着手済み	● 申請 → ● 許可 → ● 工事着手	21日以内に届出
③盛土規制法運用開始前に開発許可を取得し、かつ工事未着手	● 申請 → ● 許可	盛土規制法の許可を受けるまで着手不可 → ● 申請 → ● 許可 → ● 工事着手
④盛土規制法運用開始後に開発許可を取得した工事	● 申請	● 許可 → ● 工事着手 盛土規制法のみなし許可（中間検査、定期報告の対象）